

夙川セントテラス秀麗の丘緑地協定

(目的)

第1条 本協定は、都市緑地法(昭和48年法律第72号、以下「法」という。)第54条の規定に基づき、本協定第3条に定める区域(以下「協定区域」という。)内における緑化に関する事項を定めることにより、協定区域の緑化および良好な環境の維持を目的とし、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者(以下「土地の所有者等」という。)の全員の合意により締結する。

(名称)

第2条 本協定は、「夙川セントテラス秀麗の丘緑地協定」と称する。

(協定区域)

第3条 協定区域は、西宮市高塚町のうち別紙緑地協定区域図に掲げる区域とする。

(協定の効力)

第4条 本協定は、西宮市長の認可を受けた日から起算して3年以内に協定区域内に2以上の土地の所有者等が存することとなったときから効力を発し、このとき以降新たに協定区域内の土地の所有者等となったものに対しても、その効力があるものとする。

(緑化に関する基準)

第5条 本協定第3条に定める協定区域内に植栽する樹木の種類に関する基準は、次の通りとする。

- ① 植栽する樹木の種類は協定区域の風土に適合したものとする。
 - ② 宅地内の空地についても、張芝等で緑化に努めるものとする。
 - ③ 各区画の緑化率は10分の3以上を確保するものとし、道路に面した部分に植栽を設けるよう努める。但し、通路、出入口、カーポート及び車庫等の緑化ができない部分については、この限りではない。
 - ④ 道路に面した垣または柵は、生垣や透視可能な柵を併用した生垣とするように努める。
- 2 別紙緑地協定区域図緑色着色区域内の植樹帯については、造成完了時の植樹帯の現況を維持することに努める。但し、良好な環境を維持するために、樹木を追加して植栽する場合はこの限りではない。

(樹木等の維持管理)

第6条 協定区域の土地の所有者等は、本協定に基づいて植栽する樹木等について第1条の目的が達成されるよう維持管理を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は法第16条第2項に規定する西宮市長の認可の公告のあった日から起算して10年間とする。但し、有効期間満了6か月前までに土地の所有者等の過半数の反対がない限り、引き続き10年間延長するものとし、以降、法に定め

る有効期間である 30 年未満の範囲でこの例による。

(協定の変更および廃止)

第 8 条 本協定に係る協定区域、緑化に関する事項、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、市長の認可を受けなければならない。

2 本協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認可を受けなければならない。

(所有権の譲渡等)

第 9 条 この協定は、新たに土地の所有者等になった者に対しても効力が及ぶことから、土地の所有者等は、所有権等を譲り渡す場合、新たに土地の所有者等となる者に対し、この協定内容を明らかにするため、協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(委員会)

第 10 条 本協定の運営のため「夙川セントテラス秀麗の丘緑地協定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、土地の所有者等の互選により選出した委員若干名で組織する。

3 本協定に規定するもののほか、本委員会の運営、議事等に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

4 本協定の解釈に疑義が生じた場合は、委員会の判断に委ねる。

5 委員会の役員は別に定める「夙川セントテラス秀麗の丘建築協定委員会」の役員が兼務することができる。

(違反者の措置)

第 11 条 第 10 条に定める委員会の委員長は、同委員会の決定に基づき、違反者に対して本協定の履行に必要な措置を請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、違反者は遅滞なくこれに従わなければならない。

3 本協定の有効期間内における違反者に対しては、期間満了後もなお効力を有する。

附則

1 本協定書は 2 部作成し、1 部を市長に提出し、1 部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

令和元年 1 1 月 2 8 日

緑地協定 第5条

